

○池田町の土地利用及び開発指導に関する条例
平成23年3月18日条例第1号
池田町の土地利用及び開発指導に関する条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 池田町土地利用調整基本計画（第8条－第11条）
- 第3章 池田町土地利用審議会（第12条）
- 第4章 開発事業における遵守事項（第13条－第18条）
- 第5章 土地利用調整協議（第19条・第20条）
- 第6章 開発事業の手續
- 第1節 手續対象事業（第21条・第22条）
- 第2節 開発事業事前協議（第23条－第33条）
- 第3節 開発事業審査（第34条－第40条）
- 第4節 開発事業に関する工事の手續（第41条－第44条）
- 第7章 雑則（第45条－第52条）

附則

北アルプスからの恵みによって育まれた、緑あふれる美しい自然、田園風景、住みよい生活環境は、池田町のかげがえのない財産である。これらは、先人たちの創意と苦勞のなかで生み出されてきたものであり、わたしたち町民は、この財産を守り、育て、活かしながら池田学問所の精神のもと、次世代にも脈々と受け継がれるよう適切に土地を利用していかなくてはならない。この条例は、このような考え方に沿って、子どもから大人まで住んでいる人すべてが、池田町の歴史や文化、美しい景観、土地及び自然を継承するとともに、これらが生み出す恵みを活かして産業や雇用を生みだし、毎日を楽しく充実した生活を送ることができるまちを将来にわたり実現させていくことを目指して制定するものである。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、池田町総合計画（以下「総合計画」という。）に基づき、北アルプスの眺望と安曇野の田園、里山の環境や美しい景観を保全しながら、池田町（以下「町」という。）の発展に向けて計画的に土地利用を進めていくために必要な事項を定め、前文に掲げる町の将来像の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発事業 建築物その他工作物（以下「建築物等」という。）を建築又は建設する行為、土地の区画形質の変更又は土地利用を著しく変更する行為その他これらに類するとみなし得る行為をいう。
- (2) 開発区域 開発事業に係る土地の区域をいう。
- (3) 町民等 町内に住所を有する者、町内で事業を営む者、町内の土地又は建築物等を所有する者その他規則で定める者をいう。
- (4) 土地所有者等 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第14条第1項に規定する土地に関する権利を有する者をいう。
- (5) 近隣関係者 開発区域の近隣において住所を有する者、事業を営む者及び土地又は建築物等を所有する者その他規則で定める者をいう。
- (6) 事業者 開発事業を行おうとする者及び管理を行う者をいう。
- (7) 公共施設 道路、水路、公園、緑地、広場、交通安全施設、上下水道、消防防災施設、集会施設、じんかい処理施設、福祉施設、教育施設その他の公共公益の用に供する施設（土地を含む。）をいう。

（土地についての基本理念）

第3条 土地は、現在及び将来における町の限られた貴重な資源であること、町民等の諸活動にとって不可欠な基盤であること、その利用が他の土地の利用と密接な関係を有するものであること、その価値が主として人口及び産業の動向、土地利用の動向、社会資本の整備状況その他の社会的経済的条件により変動するものであること等公共の利害に関係する特性を有していることにかんがみ、土地利用については、公共の福祉を優先させるものとする。

2 土地は、町の土地利用の基本となる計画に従って、町の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて、適正かつ合理的に利用されるものとする。

（町の責務）

第4条 町は、この条例の目的を達成するために、町全体の土地利用に関して、計画的及び総合的な施策を実施しなければならない。

2 町は、開発事業が行われる場合は、町民等、土地所有者等及び事業者に対し適切な指導を行わなければならない。

（町民等の責務）

第5条 町民等は、この条例の目的を達成するために町が実施する施策に協力しなければならない。

（土地所有者等及び事業者の責務）

第6条 土地所有者等は、町が行う土地利用に関する施策に基づいて、土地を適正に管理し、利用しなければならない。

2 事業者は、町が計画的な土地利用を促すために実施する施策に対し積極的に協力し、良好な環境づくりのため必要な措置を講じるとともに、開発事業実施に伴い紛争、被害が生じた場合、自らの責任においてその解決にあたらなければならない。

(適用区域)

第7条 この条例は、町全域において適用するものとする。

第2章 池田町土地利用調整基本計画

(池田町土地利用調整基本計画)

第8条 町長は、この条例の目的を達成するため、土地利用の基本的な方針を示す計画として、議会の議決を経て、池田町土地利用調整基本計画（以下「土地利用計画」という。）を定めるものとする。

2 町長は、土地利用計画の案を策定しようとする場合は、町民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

3 町長は、土地利用計画を定めたときは、速やかに、その旨を告示し、土地利用計画の図書又はその写しを公表するものとする。

(土地利用計画の内容)

第9条 町長は、土地利用計画に次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 土地利用の基本方針
- (3) 土地利用の地域区分
- (4) 土地利用の誘導に関する基準
- (5) 土地利用の調整上特に留意を要する地域
- (6) 地域との調整を要する用途

2 町長は、土地利用計画を策定しようとする場合は、総合計画との整合を図らなければならない。

(土地利用計画の変更)

第10条 町長は、土地利用計画を変更する必要があるときは、速やかに、土地利用計画を変更するものとする。

2 土地利用計画の変更に際しては、第12条第1項に規定する池田町土地利用審議会の意見を聴くものとする。

3 第8条の規定は、土地利用計画の変更について準用する。

(施策の実施)

第11条 町長は、土地利用計画の実現に向け、計画的な土地利用の誘導を実現するために必要な措置を定め、より良い環境の整備実現に努めるものとする。

第3章 池田町土地利用審議会

(池田町土地利用審議会)

第12条 町長は、土地利用及び開発指導に関する重要事項について調査審議するため、池田町土地利用審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、この条例において審議会の意見を聴くことと規定されているもののほか、町長の諮問に応じて土地利用及び開発指導に関して必要な事項を調査し、又は審議し、町長に答申するものとする。

3 審議会は、土地利用及び開発指導について町長に意見を述べ、又は提案することができる。

4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

第4章 開発事業における遵守事項

(関係法令の遵守)

第13条 事業者は、開発事業を計画実施するにあたり、関係法令を遵守しなければならない。

(環境の保全)

第14条 事業者は、開発事業を計画実施するにあたり、樹木の伐採及び地形変更を最小限にとどめ、環境の保全、緑化及び修景に努めなければならない。

2 事業者は、開発事業が町の環境の恩恵を享受するものであることから、その環境の保全及び改善に貢献するよう努めなければならない。

(建築物等の周辺景観との調和)

第15条 事業者は、開発事業において建築物等を建築又は建設しようとする場合は、建築物等の高さ及び壁面後退並びに外壁、屋根及び建築物等の色彩について、周辺の景観との間に違和感のないものとするよう努めなければならない。

(文化財の保護)

第16条 事業者は、開発事業の施工に際し、埋蔵文化財について事前に調査するとともに、文化財が出土したときは、直ちに工事を中止し池田町教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

(地下水の保全)

第17条 事業者は、開発事業を計画実施するにあたり、地下水（温泉法（昭和23年法律第125号）による温泉を除く。以下同じ。）を利用した水源を新たに確保する場合において、地下水の過剰な利用の回避と周辺の影響軽減に努めなければならない。

(公害の防止)

第18条 事業者は、開発事業により公害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに工事を中止し、その原因除去に努めなければならない。

第5章 土地利用調整協議

(土地利用計画等との整合)

第19条 事業者は、開発事業を計画実施するときは、総合計画、土地利用計画その他関係する計画との整合を図らなければならない。

(土地利用調整協議)

第20条 事業者は、開発事業を行おうとする場合は、法令等に定められた手続及び第6章に規定する開発事業の手続の前に、当該開発事業について土地利用計画との整合を図るため、規則で定めるところにより、土地利用調整に係る協議書(以下「調整協議書」という。)を町長に提出し、町長と協議しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する開発事業は、土地利用計画との整合が図られているものとみなし、前項に規定する協議を要しないものとする。

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う開発事業
- (2) 農業、林業又は漁業を営むために行う開発事業で、建築物等の建築又は建設を伴わないもの
- (3) 軽微な規模の開発事業で規則に定めるもの
- (4) 既存施設の変更等を目的として行う開発事業のうち規則で定めるもの
- (5) 第2号に規定する開発事業に含まれない土地の管理行為に相当する開発事業のうち規則で定めるもの

第6章 開発事業の手続

第1節 手続対象事業

(手続対象事業)

第21条 次条から第44条までの規定は、次の各号に掲げる開発事業に適用する。

(1) 土地の区画形質を変更する行為又は現状の土地利用を著しく変更する行為で、その面積が500平方メートルを超えるもの

(2) 次のいずれかに該当する建築物の建築(増築又は改築によるものを含む。)に係る行為

ア 高さ13メートルを超えるもの又は3階建て以上のもの

イ 建築物の延床面積が200平方メートルを超えるもの

ウ 8戸以上の集合住宅

エ 計画区画3区画以上の分譲住宅

(3) 次のいずれかに該当する工作物等の建設(増設又は改造等によるものを含む。)に係る行為

ア 工作物(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定する電気事業のための施設及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信のための施設(以下これらの施設を「電気供給施設」という。)並びに建築物を除く。)で高さ13メートルを超えるもの

イ 電気供給施設のうち高さ20メートルを超えるもの又は同施設の設置に伴う架線等の新設区間の延長が200メートル以上に及ぶもの

ウ 送水管の長さが30メートル以上に及ぶもの

(4) 土石の採取で、敷地面積300平方メートル以上又は容積1,500立方メートル以上のもの。継続的又は計画的に採取する行為の場合は、当該行為に係る敷地面積又は容積の総計がこの号で定める規模以上となるときも同様とする。

(5) 地下水の開発で、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)が6平方センチメートルを超えるものを用いて、地下水を採取する行為。ただし、専ら通年居住するためのみに採取する場合を除く。

(6) 屋外広告物でその表示面積が10平方メートルを超えるもの

(7) 第9条第1項第5号に規定する区域における開発事業で、前条第2項各号に掲げる開発事業に該当しないもの

(8) 第9条第1項第6号に規定する用途として定めのあるもの

(9) その他町長がまちづくりを行う上で特に影響があると認めたもの

2 同一の事業者が、開発事業の完了後5年以内に隣接して更に開発事業を行う場合は、これを同一の開発事業とみなし、前項の規定を適用する。

(適用除外)

第22条 次に掲げる開発事業については、前条の規定を適用しない。

(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う開発事業

(2) 前条第1項第1号及び第2号に規定する開発事業のうち、第9条第1項第5号に定める区域を除く区域において行う専ら通年居住するための住宅に係る開発事業

(3) 建築物等の増築、改築、増設又は改造等において、町長がその規模及び内容を軽微なものとして認めた開発事業

第2節 開発事業事前協議

(開発事業事前協議)

第23条 事業者は、第20条第1項に規定する協議を終了した後、法令等に定められた手続を行う前に、規則で定めるところにより、開発事業事前協議書(以下「事前協議書」という。)を町長に提出し、町長と協議しなければならない。

2 町長は、事前協議書が提出されたときは、速やかに、その旨を公告するとともに、当該事前協議書の写しを

当該公告の日の翌日から起算して30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

3 事業者は、第1項の規定による協議（以下「事前協議」という。）が終了する前に、事前協議書の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、町長に届け出なければならない。この場合において、前項に規定する縦覧期間は、変更の届出があった日の翌日から起算するものとする。

4 町長は、事前協議書が提出されたときは、開発区域に位置する、池田町自治会規則（昭和39年池田町規則第5号）第1条に規定する自治会（以下「自治会」という。）の長に対し、当該事前協議書が提出された日の翌日から起算して7日以内にその内容を通知するものとする。

5 町長は、開発事業の内容や位置等が次の各号のいずれかに該当する場合は、開発区域に位置する自治会の長のほか隣接又は関係する自治会の長に対し、事前協議書の内容を通知するものとする。

- (1) 開発区域の位置が、位置する自治会の区域の外縁にある場合
- (2) その他開発事業の実施に伴う影響範囲が、複数の自治会に及ぶと町長が認めた場合
（開発事業事前協議における助言又は指導）

第24条 町長は、事前協議書の提出があった場合において、土地利用計画と整合した土地利用を推進するために必要があると認めるときは、当該事前協議書を提出した事業者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

（事前公開）

第25条 事業者は、事前協議書を提出した日の翌日から起算して7日以内に開発区域内の見やすい場所に、開発事業が完了するまでの間、規則で定めるところにより、標識を設置しなければならない。

2 事業者は、第23条第3項の規定により変更の届出をしたときは、前項の規定により設置した標識の記載を、遅滞なく、その届出の内容に従って改めなければならない。

（説明会の開催等）

第26条 事業者は、事前協議書を提出した後、近隣関係者に対し説明会を開催し、計画の内容及び工事の施工方法等について説明しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、当該説明会の概要を記載した報告書（以下「説明会報告書」という。）を、町長に提出しなければならない。

3 町長は、説明会報告書が提出されたときは、速やかに、その旨を公告するとともに、当該説明会報告書の写しを当該公告の日の翌日から起算して14日間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 町長は、説明会報告書に虚偽の記載があるときは、当該説明会報告書を提出した事業者に対し、当該説明会報告書の訂正を命ずることができる。この場合において、前項に規定する縦覧期間は、訂正された説明会報告書が提出された日の翌日から起算するものとする。

（開発事業に関する意見書の提出）

第27条 町民等は、前条第3項の規定による公告の日の翌日から起算して21日以内に、規則で定めるところにより、事前協議書が提出された開発事業に対する意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を、町長に提出することができる。

2 町長は、意見書が提出されたときは、前条第3項の規定による公告の日の翌日から起算して21日を経過した後、速やかに、当該意見書の写しを事業者に送付しなければならない。

（開発事業に関する公聴会の開催）

第28条 町長は、事前協議書が提出された開発事業について、特に町の土地利用に重大な影響があると認めるときは、審議会の議を経て、土地利用調整に関する公聴会（以下「公聴会」という。）を開催することができる。

2 満20歳以上の町民等は、事前協議書が提出された開発事業について、第26条第3項の規定による公告の日の翌日から起算して21日以内に、規則で定めるところにより、町の議会の議員及び町長の選挙権を有する者の総数の50分の1以上の連署をもって、その代表者から、町長に対し、公聴会の開催を請求することができる。

3 事業者は、事前協議書を提出した開発事業について、規則で定めるところにより、町長に対し、公聴会の開催を請求することができる。

4 第2項に規定する選挙権を有する者とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とする。

5 町長は、第2項又は第3項の請求があった場合は、公聴会を開催しなければならない。

6 町長は、公聴会を開催したときは、速やかに、公聴会報告書を作成し、当該報告書の縦覧の場所等を公告するとともに、当該報告書の写しを当該公告の日の翌日から起算して14日間公衆の縦覧に供しなければならない。

7 その他公聴会に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

（意見書等の内容）

第29条 第26条第1項の規定による説明会における意見及び要望、意見書並びに公聴会の内容は、土地利用計画における土地利用の基本方針を踏まえたものでなければならない。

（指導書の交付）

第30条 町長は、土地利用計画、意見書及び公聴会の内容を踏まえ、規則で定めるところにより、開発事業に係る町の指導事項を記載した書面（以下「指導書」という。）を作成し、規則で定める期間内に事業者に交付しなければならない。

2 町長は、指導書を交付したときは、速やかに、その旨を公告するとともに、当該指導書の写しを当該公告の日の翌日から起算して14日間公衆の縦覧に供しなければならない。

3 町長は、指導書の作成にあたって、必要に応じて、審議会の意見を聴くことができる。

(見解書の提出)

第31条 事業者は、指導書の交付を受けた後、土地利用計画、意見書、公聴会及び当該指導書の内容を十分尊重して、規則で定めるところにより、当該指導書の内容に対する見解書(以下「見解書」という。)を作成し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により見解書が提出されたときは、速やかに、その旨を公告するとともに、当該見解書の写しを当該公告の日の翌日から起算して14日間公衆の縦覧に供しなければならない。

(審議会からの意見聴取)

第32条 町長は、公聴会を開催し、かつ、指導書を交付し、これに対する見解書が提出されたときは、当該見解書に係る開発事業の事前協議に関して、審議会の意見を聴かなければならない。

(開発事業事前協議終了の通知)

第33条 町長は、事前協議書が提出された開発事業について、次の各号に掲げる要件をすべて満たしているときは、規則で定めるところにより、事業者に対し、事前協議が終了した旨の通知(以下「事前協議終了通知」という。)をするものとする。

(1) 第26条第3項の規定による公告の日の翌日から起算して21日を経過していること。

(2) 意見書の提出があった場合又は公聴会が開催された場合は、第31条第2項の規定による縦覧期間を満了していること。

(3) 開発事業の内容が、土地利用計画、意見書、公聴会及び指導書の内容を十分に尊重しているものであると町長が認めたものであること。

第3節 開発事業審査

(開発事業承認申請書の提出)

第34条 事業者は、事前協議終了通知を受けたときは、規則で定めるところにより、開発事業承認申請書(以下「承認申請書」という。)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、承認申請書が提出されたときは、速やかに、関係各課等の内部調整を図るとともに、次条第1項に規定する池田町開発事業審査会に付議するものとする。

(池田町開発事業審査会)

第35条 町長は、開発事業について審査するため、池田町開発事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、開発事業の審査を行ったときは、当該審査の結果を、速やかに、町長に報告するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、審査会に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

(開発事業審査における助言又は指導)

第36条 町長は、承認申請書の提出があったときは、町長が別に定める開発指導に関する基準に従って審査し、環境保全のため必要があると認めるときは、当該承認申請書を提出した事業者に対し、事業計画を修正するよう助言し、又は指導することができる。

(開発事業の承認等)

第37条 町長は、審査会の審査結果に基づき、承認申請書の内容が規則に定める要件を満たし、この条例に適合すると認めた場合は、審査会の意見を付し、開発事業を承認することができる。

2 町長は、前項の承認をしたときは、規則で定めるところにより、事業者にその旨の通知(以下「承認通知」という。)をしなければならない。

3 町長は、第1項の規定による承認をしないときは、理由を付し、規則で定めるところにより、事業者に対し、開発事業に係る協議を継続する旨の通知(以下「協議継続通知」という。)をしなければならない。

4 町長は、承認通知又は協議継続通知をしたときは、速やかに、その旨を公告するとともに、当該通知の写しを当該公告の日の翌日から起算して14日間縦覧に供しなければならない。

(開発事業の変更)

第38条 事業者は、事前協議終了通知を受けた後、開発事業の内容を変更しようとするときは、事前協議書を新たに提出しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りではない。

2 事業者は、前項ただし書の規定による軽微な変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、町長に届け出るものとする。

(協定の締結)

第39条 町長及び事業者は、第37条第1項の規定により開発事業が承認されたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、協定の締結を行わなければならない。

(1) 開発事業の目的及び予定される建築物等の用途についての事項

(2) 開発事業の設計についての事項

(3) 開発事業に関する公共施設の設置、管理、帰属及び費用負担についての事項

(4) 町長、関係者等及び事業者が、協議の過程で合意をもって特に定めた事項

2 町長及び事業者は、前項の協定を遵守しなければならない。

(公共施設の整備)

第40条 事業者は、開発事業を実施するにあたり、町長が別に定める公共施設整備の基準に従って、公共施設を整備するものとする。

第4節 開発事業に関する工事の手続

(開発事業に関する工事の着手の制限)

第41条 事業者は、承認通知を受けた後でなければ、当該承認通知に係る開発事業に関する工事に着手してはならない。

(工事着手及び工事完了等の届出)

第42条 事業者は、開発事業に関する工事に着手する前に、当該工事の工程等について町長、関係機関及び近隣関係者と協議しなければならない。

2 事業者は、開発事業に関する工事に着手するときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

3 事業者は、開発事業に関する工事について、工事が完了する時期を変更しようとする場合又は当該工事を2週間以上中断若しくは廃止しようとする場合は、規則で定めるところにより、遅滞なく、町長に届け出なければならない。

4 事業者は、開発事業に関する工事が完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

(報告及び調査)

第43条 町長は、特に必要があると認めるときは、事業者が開発事業の実施状況その他必要な報告を求め、又は町職員をして開発区域に立ち入らせ、調査をさせることができる。

2 前項の規定により開発区域に町職員が立ち入る場合は、規則で定める身分を示す証票を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(完了検査及び改善等)

第44条 町長は、第42条第4項の規定による届出があったときは、速やかに、検査を行うものとし、承認通知の内容と検査結果が適合する場合は、規則で定めるところにより、その旨を事業者に通知するものとする。

2 町長は、完了検査の結果、承認通知の内容と検査結果が適合しない場合は、事業者に対し、相当の期限を定めて、改善するよう指導し、又は勧告することができる。

3 町長は、前項の規定による指導又は勧告をした場合で、それに基づいて事業者が講じた措置について、当該事業者に対し、報告を求めることができる。

4 町長は、第1項に規定する通知を行ったときは、速やかに、開発事業が終了した旨を公告しなければならない。

第7章 雑則

(工事の中断、中止等の勧告)

第45条 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、当該事業者に対し、相当の期限を定めて、開発事業に関する工事の中断、中止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(1) 調整協議書、事前協議書及び承認申請書の提出をせずに工事に着手したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、事前協議終了通知又は承認通知を受けたとき。

(3) 承認通知の内容と異なる工事をしたとき。

(4) 第41条の規定に違反して工事に着手したとき。

(是正命令)

第46条 町長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、当該事業者に対し、開発事業に関する工事の停止若しくは中止を命じ、又は相当の期限を定めて違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(協定の効力の失効)

第47条 第39条第1項に規定する協定の締結の日から起算して1年以内に当該協定に係る工事が着手されない場合は、当該協定はその効力を失うものとする。

(公表)

第48条 町長は、事業者が第46条の規定による命令に従わないときは、当該事業者の氏名又は名称、違反の事実その他事項を、規則で定めるところにより、公表することができる。

2 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者に対しその理由を通知し、弁明する機会を与えなければならない。

(条例の不履行に対する処置)

第49条 町長は、前条第1項の規定により公表した事業者に対し、協力しないことができるものとする。

(開発区域の維持管理)

第50条 事業者は、開発区域内の施設で自ら管理することとなるものについて、事前に管理体制を明確にしておくものとする。

2 事業者は、集合住宅を建設する開発事業の場合は、集合住宅の入口に管理責任者の氏名及び連絡先を明示した表示板を設置するとともに、住民からの苦情等に直ちに対応しなければならない。

3 事業者は、集合住宅等の入居者に対し遵守事項を定め、入居者に意思徹底するとともに、自治会と協定を締結し、それを遵守しなければならない。

4 事業者は、開発区域及びその周囲の生活環境を阻害しないよう適正に維持管理しなければならない。

(承継義務)

第51条 事業者は、開発区域内の土地、建築物等及びその他の権利を分譲又は譲渡する場合は、その譲受人に対し、この条例及び第39条第1項に規定する協定によって遵守することとされている事項についてこれを明確に表示し、その承継をさせる義務を負うものとする。

(委任)

第52条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に関係法令に沿って必要な手続を経て工事に着手し、又は工事着手の許可、承認等を得ている開発事業は、第5章及び第6章の規定を適用しない。